

和光市の男女共同視点での防災の取り組み

●和光市 BOSAI まちづくり伝道師養成講座

避難所で活用できる防災知識や、和光市内の防災事情などを深掘りする講座です。

特に、講座内の「避難所ルールづくり」では、伝道師の方々に実災害が発生した際に多様な視点での運営を意識していただくため、男女共同参画視点での避難所運営についての講義を組み入れています。

講座「避難所ルールづくり」の様子



避難所の運営で、なぜ、男女共同参画の視点を取り入れる必要があるか。また、どのような事を気を付ければいいのか解説をしています。

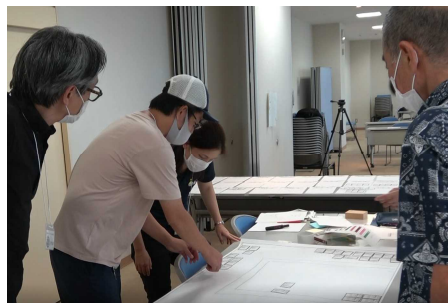


その他の講座の様子



▲避難生活支援（エコノミークラス症候群対策等）

日本赤十字社の講師の方に身近にあるものを使い応急処置等をお伝えしています。



▲HUG（避難所運営ゲーム）

伝道師が HUG を実践している様子です...

★HUG とは…避難者や出来事が書かれたカードを図上でどのように配置するかを体験するゲーム



▲地域での防災啓発、BOSAI フェアの運営方法

伝道師が、遊びの要素を取り入れた防災イベント「BOSAI フェア」の説明をしている様子です。

和光市 BOSAI 令和6年度 まちづくり伝道師 養成講座



防災の知識の習得や実際に体験しながら学べる全5日間の単位制の講座
実践的なスキルを身につけて、防災のスペシャリストになりましょう。

全ての講座を受講した方を

「和光市BOSAIまちづくり伝道師」として認定！

日程

裏面に記載

申込

7/ 1(月)までに、
QRコードを読み込み、
電子申告からお申込ください。



定員

先着30名まで

もしくは、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスを記載し、
FAX (048-464-1234) またはEメール (b0200@city.wako.lg.jp) で
危機管理室までお申込ください。

お問い合わせ : 和光市危機管理室 048-424-9097

●和光市地域防災計画

地域防災計画とは、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的として、災害に関する事務又は業務に関し、総合的な施策を定めた計画です。

Ⅲ震災対策編 第 1 章 地震災害に対する予防対策と応急対策 第 12 節 避難対策

第 3 避難行動

第 4 避難所の開設・運営

【救助部本部班、各避難所管理班】

- 1 避難所開設の目的
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対し、宿泊及び給食等の救援救護を実施し、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- 2 避難所の公示及び埼玉県への報告
 - (1) 避難所を開設した場合は、市はその旨を公示するものとする。
 - (2) 市長は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。
 - ア 避難所開設の目的、日時及び場所
 - イ 箇所数及び収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- 3 避難所の管理運営
 - (1) 市は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、和光市職員初動体制マニュアル（震災対策編）及び和光市避難所開設・管理マニュアルに基づいて避難所の運営を行う。
避難所管理班員・緊急初動要員のうち、主要避難所（市が指定する小中学校等の収容人員が多い避難所）を担当する要員は、学校教職員、施設職員と地域の住民等で構成する「主要避難所運営連絡会」の協力を得て、避難所の運営にあたる。
避難所の運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。
 - ア 避難者名簿の整備
避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。
 - イ 通信手段の確保
避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。
 - ウ 避難所の運営
避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には責任者、副責任者、役員等のうち、複数の女性が参加するよう配慮する。
 - エ 要配慮者や女性への配慮
高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、女性専用物干し場、クールダウンスペース等は開設当初から設置するように努める。女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮し、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。
また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。
なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。
 - オ 要配慮者等に必要な物資等の整備
要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

ア 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等に、食料・物資等の需要を把握するものとする。

イ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には責任者、副責任者、役員等のうち、複数の女性が参加するよう配慮する。

エ 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、女性専用物干し場、クールダウンスペース等は開設当初から設置するように努める。女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮し、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

オ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

「避難所の開設・運営」の中で要配慮者や女性への配慮について明記しています。

●和光市地域防災訓練

和光市では、毎年、大規模災害時を想定した避難所での避難所運営をととして、防災体制の強化、防災意識を高めることを目的として、地域防災訓練を実施しています。令和6年度は、震度6弱の大規模地震の発生を想定し、市内の避難所14箇所で訓練を実施しました。

和光市地域防災訓練の様子



▲白子小学校で女性が積極的に物資搬入をしている様子



▲授乳スペース等の確保のため、パーティションを組み立てている様子



▲第4小学校で男女共同で避難所運営をしている様子

地域防災訓練は毎年6月頃に開催しています。
避難所で多様な視点を取り入れるため、ぜひ積極的
にご参加ください！

